

○教職課程センター規程

2012年4月1日

制定

最終改正 2015年4月1日

(名称)

第1条 愛知大学（以下「本学」という。）に教職課程センター（以下「センター」という。）を置く。

2 前項のセンターのもとに、名古屋教職課程センター室及び豊橋教職課程センター室を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学における教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）及び関連する事業を運営し、教育職員免許法に基づく教職課程における教育職員の養成のほか、採用、研修など統合的な教育指導及び支援などに関する企画・運営、教職教育に関する調査、研究開発、社会的連携の強化などの推進を図り、本学における教職課程の運営を円滑に行うことを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育職員免許法に基づく教職課程の編成、開講計画及び講師の委嘱等人事に関する事項
- (2) 教職課程の履修に関する事項
- (3) 教育職員免許法に基づく科目等履修生に関する事項
- (4) 教育職員免許状の授与申請に関する事項
- (5) 小学校教育職員免許取得のための通信教育連携に関する事項
- (6) 教育実習、教職インターン、社会連携・協力等の実施と指導に関する事項
- (7) 教育職員教育に関する事項の調査、研究、開発に関する事項
- (8) 教育職員採用の情報収集と提供、教育職員採用試験対策の指導、支援に関する事項
- (9) 教職課程の学習相談、自主学習の支援、教職進路相談に関する事項
- (10) 教育職員免許状更新講習に関する事項
- (11) 卒業生現職教員との研修、交流等の連携協力に関する事項
- (12) 教育職員養成、講習等に関する団体・組織との連携に関する事項
- (13) 教職課程に関する図書・資料及び機器の整備と利用に関する事項

(14) その他教職課程に関する事項

(組織)

第4条 センターは次の職員で組織する。

- (1) 所長 1名
- (2) 副所長 1名
- (3) 所員
- (4) 事業主任 若干名
- (5) 事務職員 若干名

(所長)

第5条 所長は、所員の互選により学長が委嘱する。

2 所長は、センターの業務を統括する。

(副所長)

第6条 副所長は、所長の推薦により学長が委嘱する。ただし、副所長は所長の所属する校舎と異なる校舎に所属する者を推薦することとする。

2 副所長は、所長を補佐する。

(所員)

第7条 所員には、次の各号に定める者をあてることとし、学長が委嘱する。

(1) 教職課程専任教員及び特任教員

(2) 各学部より選出された各1名

2 前項のほか、教職課程センター委員会が必要と認めるときは、学長は所長の推薦により所員若干名を委嘱することができる。

3 所員について必要な事項は、教職課程センター委員会が決定する。

4 教職課程センター委員会については第10条で定める。

(事業主任)

第8条 センターには、事業主任を置くことができる。

2 事業主任は、所長の指示のもとセンターの事業を掌理し、第3条の事業実施にあたる。

3 事業主任は、所長の推薦により教職課程センター委員会の了承を得て学長が委嘱する。

4 事業主任に本学専任事務職員をあてる場合には、人事担当者会議の議を経なければならない。

5 事業主任には、本学専任教職員以外の者をあてることができる。

(任期)

第9条 所長、副所長及び所員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 所長、副所長及び所員の任期は10月1日から起算する。

3 所長、副所長及び所員がその任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 事業主任の任期は1年とし、再任を妨げない。

(教職課程センター委員会)

第10条 センターの事業を円滑に進め、その基本方針を審議・決定するために教職課程センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第11条 委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 副委員長

(3) 委員

2 前項第1号の委員長には、センター所長をあてる。

3 第1項第2号の副委員長には、センター副所長をあてる。

4 第1項第3号の委員には、センター所員をあてる。

(委員会の審議事項)

第12条 委員会は、センターの目的及び各教授会の教学方針に基づき、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。

(1) センターの事業に関する事項

(2) センターの予算に関する事項

(3) センターの運営に関する事項

(4) その他、センターの目的を達成するために必要な事項

(委員会の会議)

第13条 委員会の会議は所長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 委員会は、その議事及び運営について細則を決めることができる。

(教職課程センター運営委員会)

第14条 第12条に規定する事項を調整、連絡するために教職課程センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、所長、副所長、教職課程専任教員及び特任教員並びに事業主任をもって

構成し、所長が招集し、議長となる。

- 3 運営委員会は、委員会の承認に基づき、センター所員の中から委員若干名を置くことができる。
- 4 運営委員会は、必要に応じて所員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 運営委員会の運営については、委員会の定めるところによる。

(事務の所管)

第15条 センターに関する事務は、名古屋教務課及び豊橋教務課が所管する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の承認を得なければならない。

附 則 (制定)

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「教職課程委員会規程」(1965年6月24日施行)は廃止する。
- 3 この規程により初めて選出する所長及び所員の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず2012年4月1日から2013年9月30日までとする。

附 則 (副所長の設置及び所員資格の明確化に伴う改正)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 最初に就任した副所長の任期は、第9条第1項にかかわらず、2015年9月30日までとする。